設計変更理由書

神戸市

工　事　名	垂水駅西側広場リニューアル工事

契約変更後の工事概要

道路土工　一式、構造物撤去工　一式、舗装工　一式、道路付属施設工　一式、道路植栽工　一式、仮設工　一式

設計変更の理由

(1)　スポットライトの製品変更について

当初想定していた製品が生産中止となっており、入手不可能であった。そのため、性能が類似した他社製品に変更する。これに伴い、照明工が減額となる。

(2)　既設歩道照明灯の配線変更について

当初、既設歩道照明灯の配線は変更せず、新設分電盤からの電力供給はスポットライトおよび時計塔のみとしていた。しかし、関西電力との協議の結果、同一広場内に同一名義での電力契約は不可であることが判明した。そのため、既設歩道照明灯の電力についても、新設分電盤から供給することとした。これに伴い、道路土工およびケーブル配管工が増工となる。

(3)　その他数量精査による

※　原議用、経理課用の２部作成すること